

契 第 17 号  
令和2年6月2日

富山市電業協会  
会長 増山 一雄 様

富山市長 森 雅 志  
(公印省略)

### 入札・契約制度の改正について（お知らせ）

入札・契約制度について、公正な競争の促進や適正な施工の確保等を図るため、令和2年度から次のとおり改正しますので、お知らせします。

#### 記

#### 契約約款の改正（民法改正への対応）

##### （1）主な改正内容

##### ① 「譲渡制限特約」について

※ 建設工事、土木コンサルタント、建築コンサルタント等に適用

当該契約により生ずる権利や義務を第三者に譲渡することを禁止した「譲渡制限特約」に違反した場合、発注者は催告によらず契約を解除できることとします。

##### ② 「契約解除」について

※ 建設工事、土木コンサルタント、建築コンサルタント等に適用

発注者の解除権、受注者の解除権ともに催告解除と無催告解除に分け、それぞれ解除事由を規定します。

##### ③ 「契約不適合責任」について

※ 建設工事、土木コンサルタント、建築コンサルタント等に適用

「瑕疵」を「契約不適合（種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの）」に改めます。また、契約不適合があった場合の発注者の権利として、履行の追完請求権と代金の減額請求権を規定します。

##### ④ 「意匠の実施の承諾」について

※ 土木コンサルタント、建築コンサルタント等に適用

改正意匠法において、建築物（土木構造物を含む。）の外観・内装のデザインが新たに意匠法の保護対象となったことから、受注者が意匠登録を行う場合や意匠登録を受ける権利及び意匠権の譲渡について規定します。

##### （2）適用日

令和2年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用します。

##### （3）補足説明

令和2年10月1日の建設業法改正に関する富山市の契約約款の改正については、10月以降にお知らせします。

(担当) 財務部契約課工事契約係  
TEL 076-443-2025